

油断は禁物 安衛法 選択式対策

選択式に関しては、労働基準法の3つの選択肢で難易度の高い問題が出題された場合、労働安全衛生法でカバーする必要があります。

そのためにも、労働安全衛生法はキーワードを意識しながら選択式の対策を講じる必要があります。

■目的（法1条）

この法律は、【 ① 】と相まって、労働災害の防止のための【 ② 】、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における【 ③ 】を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

- ①労働基準法
- ②危害防止基準の確立
- ③労働者の安全と健康

Keyword

「危害防止基準の確立」「責任体制の明確化」「自主的活動の促進」

■定義（法2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は【 ① 】その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者…労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者…事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質…【 ② 】をいう。

四 作業環境測定…作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行う【 ③ 】、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

- ①作業行動
- ②元素及び化合物
- ③デザイン

Keyword

デザイン、サンプリング及び分析

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■事業者等の責務（法3条）

①事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための【 ① 】を守るだけでなく、【 ② 】の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に【 ③ 】するようにしなければならない。

②【 ④ 】その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

③【 ⑤ 】の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように【 ⑥ 】しなければならない。

①最低基準

②快適な職場環境

③協力

④機械、器具

⑤建設工事

⑥配慮

Keyword

⇒末尾に注意

1 項…協力するようにしなければならない。

2 項…労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 項…配慮しなければならない。

順次掲載していきます。

